

# 城ノ内コミュニティニュース

平成25年6月発行

〔編集・発行〕

城ノ内コミュニティ協議会

会長 黒田 勝之

(市担当課 市民協働課 コミュニティ推進グループ)

## 城ノ内小学校区における「地域コミュニティ」がスタートしました！

私たちの毎日の生活においては、以前は当たり前だった地域のつながりが希薄になりつつあると共に少子高齢化が進む中、安全・安心に暮らすために解決しなければならない様々な課題があります。これらの課題の解決に向けては、個人や行政の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。

城ノ内小学校区では、地域で活動する各種団体などが、地域における情報や課題を共有しながら、連携・協力する組織づくりを目指し、区・自治会やコミュニティセンター活動推進協議会などの代表者が集まり、「城ノ内コミュニティ設立準備会」の場で話し合いを進めてきました。その結果、6月9日に「城ノ内コミュニティ協議会」が設立されました。

### 〔城ノ内コミュニティ協議会役員〕

役職	氏名	備考
会長	黒田 勝之	前・協議会長
副会長	石嶋 功	前・協議会副会長
副会長	小坂 勝好	前・協議会副会長
会計	池田 喜進	前・城ノ内3丁目町内会長
会計	仲村 力	前・協議会会計
防犯・防災委員長	沼尻 利男	新世紀邑コミュニティ協議会長
福祉委員長	木戸 芳清	白羽SSクラブ
しろのさと委員長	小沢 利幸	白羽1区自治会長
子ども委員長	石川 清登	城ノ内長寿会
幹事	染谷 信洋	上八代区長
幹事	三浦 正明	中八代区長
幹事	山崎 正則	下八代区長
幹事	佐藤 秀樹	城ノ内3丁目町内会長
幹事	林田 濤二	城ノ内5丁目町内会長
監事	馬場 英夫	城ノ内4丁目町内会長
監事	堅田 憲一	白羽2区自治会長
事務局長	若松 豊	コミュニティセンター長



### 設立準備会での検討経緯

開催日	主な協議内容など
H24.6/30	設立準備会の会則・役員など
8/4	地域の課題など
8/28	地域の課題など
9/25	委員会の設置など
10/31	活動内容・有償ボランティアなど
12/18	「埼玉県ふじみ野市」視察研修
H25.2/5	有償ボランティアなど
2/25	規約案・委員の選出について
6/1	組織名称・設立総会について
6/9	設立総会の開催

※協議会:城ノ内コミュニティセンター活動推進協議会

### 『平成25年度より地域担当職員が配置されました！』

城ノ内コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）の設立により、協議会と龍ヶ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ヶ崎市役所より地域担当職員が配置されました。地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となって、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。

## ■地域コミュニティに関するアンケートを実施しました。

地域コミュニティの具体的な活動を検討するため1 城ノ内小学校区にお住いの皆さまへアンケートを実施しました。その結果の一部をご紹介します。

□実施時期：平成24年11月

□配付数：約1,800枚

□回答数：506人

### 【問】城ノ内小学校区における地域課題は何だと思えますか？（3つまで選択可）

回答〔上位5項目〕

	回答割合
・犬の糞の始末をせずに散歩する人がいる。	14.7%
・日常の買い物をしたくても店がない。（あるいは、店が遠く不便）	11.9%
・交通の便が悪い。	10.8%
・住民同士の交流がない。	6.5%
・災害に対し、地域としての備えをする必要がある。	6.3%

◆買い物する際など、交通の便の悪さが地域の課題であることが分かりました。

### 【問】有償ボランティアにどのような支援をお願いしたいと思えますか？（3つまで選択可）

回答〔上位10項目〕

	回答割合
・庭の草取りや植木の水やり	18.5%
・車を使った自宅から病院への送迎・付き添い	15.8%
・障子や網戸の張替え	10.3%
・車を使った自宅から買い物への送迎・付き添い	8.9%
・窓ガラスやキッチンなどの室内の掃除	8.9%
・子どもの一時預かり	8.2%
・買い物代行	5.5%
・話し相手	5.5%
・家具の移動や電球交換	4.8%
・パソコン個人指導	3.4%

### 【問】あなたは、どのような内容ならばお手伝いできると思えますか？（複数回答可）

回答〔上位10項目〕

	回答割合
・買い物代行	17.0%
・話し相手	16.7%
・コミセンが用意した車を使い、対象者宅から病院や買い物への送迎・付き添い	12.9%
・庭の草取りや植木の水やり（特に帰省時に）	12.6%
・ペットの世話や散歩	7.0%
・農家（コメ・野菜作り）の手伝い	6.6%
・窓ガラスやキッチンなどの室内の掃除	6.1%
・家具の移動や電球交換	6.1%
・子どもの一時預かり	4.9%
・パソコン個人指導	3.9%

◆自宅から買い物・病院への付き添いに対するニーズが高く、お手伝いできる方が支援できる内容とおおむね一致しています。

## 城ノ内コミュニティ協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、城ノ内コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を龍ヶ崎市城ノ内コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、城ノ内小学校区（以下「地域」という。）に居住する住民相互のつながりを深めるとともに、地域で活動する各種団体等が情報を共有し、連携協力して地域の課題解決を図ることによって、明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (2) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (3) 生涯学習の推進及び住民相互の交流・親睦に関すること。
- (4) 子どもの健全育成に関すること。
- (5) 住民自治組織の活動の支援に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成に必要と認められること。

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 地域内の住民自治組織の代表者
- (2) 地域内に活動の拠点を置く各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者が推薦する者
- (4) その他役員会の承認を得た者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 委員長 各委員会1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 幹事 10名以内
- (7) 監事 2名

2 役員は、総会において委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計業務を行う。
- (4) 委員長は、第14条に規定する委員会を総括する。
- (5) 事務局長は、協議会の事務を行う。
- (6) 幹事は、協議会の運営及び調整を行う。
- (7) 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の運営等に関する助言を行うが、会議での議決権は有しないものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、第4条に規定する委員をもって構成する。

(1) 定期総会は、年1回開催する。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は委員の3分の2以上から請求があったときに開催する。

2 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会の議長は、会長になる。

(総会の決議事項)

第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

(1) 規約の制定及び改廃に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 役員を選出に関する事項

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

2 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

3 役員会の決議は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 役員会の議長は、会長になる。

(役員会の決議事項)

第13条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 事業の企画及び運営に関する事項

(3) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第14条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次の委員会を置く。

(1) 防犯・防災委員会

(2) 福祉委員会

(3) しろのさと委員会

(4) 子ども委員会

2 委員会は、第4条に規定する委員をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長及び広報担当者を置く。

4 委員会は、当該委員会の委員長が招集する。

5 委員会は、当該委員会に属する地域課題を解決するため、各種事業を実施する。

(経費)

第15条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報公開)

第17条 協議会の会計内容等は、原則として公開する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成25年6月9日から施行する。

# 安心して暮らせる地域づくりを目指して

城ノ内コミュニティ設立準備会長  
城ノ内コミュニティ協議会長 黒田 勝之

城ノ内コミュニティ設立準備会では、平成24年6月以降、8回の協議をしてきました。

今回スタートする城ノ内コミュニティ協議会は、城ノ内小学校区にある10地区の区・自治会の代表者、長寿会、PTAなどの活動団体が情報交換を行うことなどを通して、地域の課題を地域で解決するための組織です。スタートすると言いましても、まだまだ検討すべき事項もありますので、活動しながら考えていくことになります。

地域づくりにおいては、行政がいくら努力しても、行政だけでできるものではありません。私たち城ノ内地区の皆様が支え合い、助け合うこと、具体的には地域で活動する様々な主体が連携協力し、役割分担することにより、住民一人ひとりが安心して暮らせる地域ができるものと思います。

城ノ内コミュニティ協議会では、次代の子供達や孫のためにも、充実した活動を行い、私たちの地区らしい地域づくりを目指してまいりますので、皆様方からのご意見やご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## 新たな組織の名称は「城ノ内コミュニティ協議会」 6月からスタート！

設立準備会での話し合いの結果、新たな地域コミュニティ組織の名称は「城ノ内コミュニティ協議会」に決まりました。城ノ内コミュニティ協議会が取り組む主な活動を紹介します。

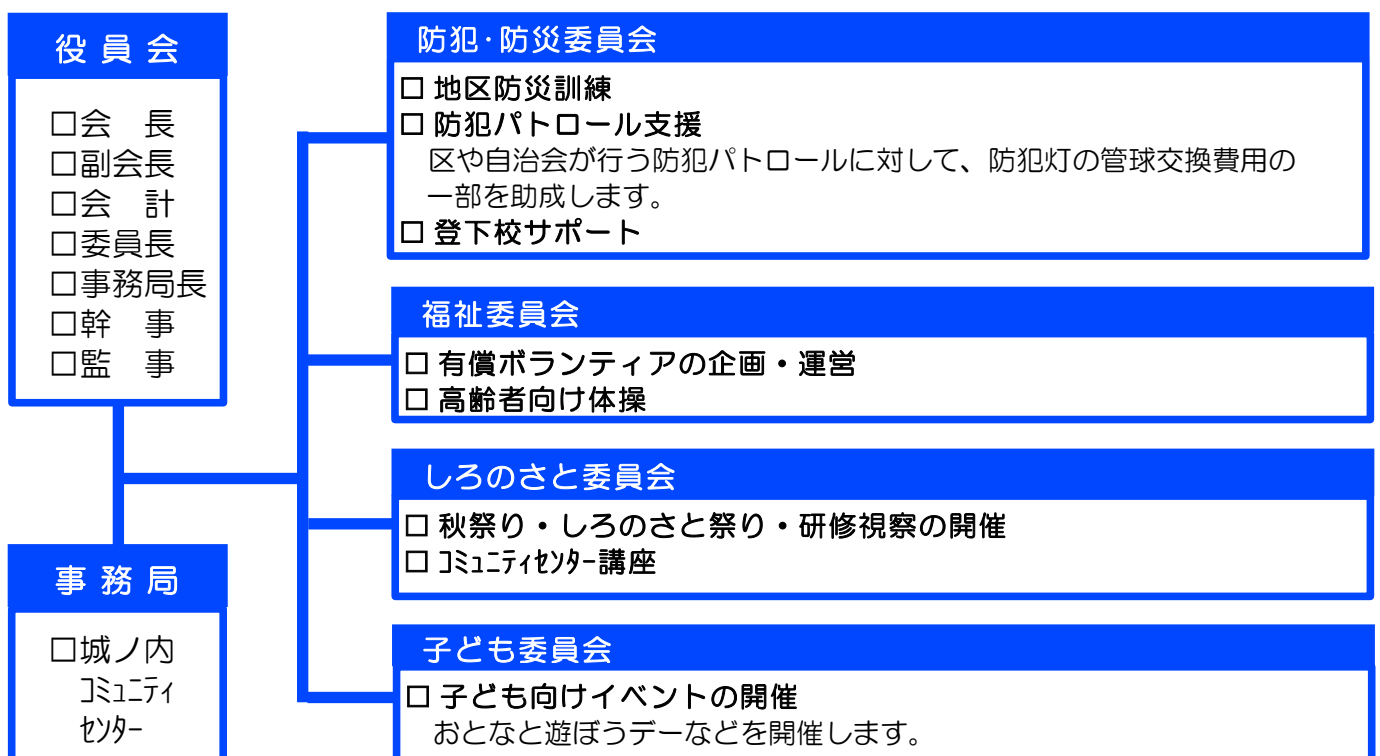
### 1. 城ノ内小学校区全体の防災訓練を実施します。

城ノ内小学校区内の自主防災組織及び城ノ内小学校とも連携し、城ノ内小学校において地域住民と子どもが共に参加する地区防災訓練を実施します。



### 2. 有償ボランティアがスタートします。

城ノ内小学校区内で困りごとのある方を、地域内の有償ボランティアがお手伝いします。お手伝いの内容は、自宅から病院・買物への付き添い、自宅の電球交換、話し相手などです。



平成25年度収支予算

収入の部

区分	予算額	備考
1 市補助金	1,896,000 円	基本額 100 万円 + 戸数割 @500 円 × 1,792 戸
2 設立加算金	300,000 円	500,000 円分の一部
3 各住民自治組織からの協賛金	150,000 円	各戸 100 円を基準
4 活動推進協議会からの清算	13,977 円	活動推進協議会より
5 雑収入	23 円	預金金利等
計	2,360,000 円	

支出の部

区分	予算額	備考
1 防犯・防災委員会	200,000 円	地区防災訓練：25,000 円 防犯パトロール支援：160,000 円 (防犯灯管球交換費用 1 灯につき 800 円) 登下校サポート：15,000 円 (サポート備品)
2 福祉委員会	445,000 円	有償ボランティア：440,000 円 (ボランティア備品など) 高齢者向け体操：5,000 円 (体操用具)
3 しろのさと委員会	600,000 円	秋祭り：250,000 円 (材料費・保険代) しろのさと祭り：100,000 円 (材料費・消耗品) 研修視察：50,000 円 (材料費・保険代) コミュニティセンター講座：200,000 円 (講師謝礼)
4 子ども委員会	30,000 円	おとなと遊ぼうデー：30,000 円 (材料費)
5 事務局	1,016,320 円	事務局運営費：130,000 円 (会議費・事務費・広報誌作成費など) 設立時備品：300,000 円 区/自治会などへの応援金：586,320 円 (10 の住民自治組織ごとに基本額 21,000 円 + 戸数割 @210 円)
6 予備費	68,680 円	
計	2,360,000 円	

